



THE Y'S MEN'S CLUB OF TSU

TSU Y'S MEN'S CLUB 231-12 KOUMEI TSU MIE 514-0006
CHARTERED 1992 TEL 059-227-2392 FAX 059-227-2392



"TO ACKNOWLEDGE THE DUTY THAT ACCOMPANIES EVERY RIGHT!"

2015年2月

主題

国際会長 「全ての世界へ出て行こう。」
アジア地域会長 「未来を始めよう、今すぐに」
西日本区理事 「響き合い、ともに歩む」
中部部長 「将来を見つめたワイズ活動！」を今やってみよう！
クラブ会長 「話・和・輪・ワイズ」

会長 薦田正男
副会長 亀野 貞
書記 薦田正男
会計 芝山隆史
直前会長 千賀直道

今月の聖句

「あなたがたの内なる人を強くしてくださるように。」

エペソ人への手紙 3章16節

2月例会

日時 2月12日(木) 18時30分～

会場 アスト津 3F 交流広場

司会 千賀直道君

開会点鐘

ワイズソング斉唱

会長挨拶

薦田会長

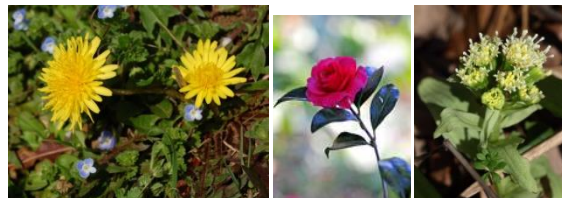
ゲスト紹介

報告事項

西日本区大会の案内

その他

閉会点鐘



雪
雪やこんこ 霰やこんこ
降っては 降っては
ずんずん積もる
山も野原も
綿帽子かぶり
枯れ木残らず 花が咲く

在籍	第1例会	第2例会	メイクアップ	出席率	ファンド
4名	3名			75%	

時間厳守・親睦・奉仕

1月10日(土) 10時～ 特養心豊苑
恒例の新年餅つき大会開催
マツテヤ子供の家のメンバー・特養利用者・職員
皇學館大學のボランティアグループ総勢100名
準備段階で亀野君が米つき持ち込みを応援して下さいました。子供たちが餅つきを体験するのにちょっと怖い場面もありましたが無事つき終えやわらかいうちにいただきました。



今年は杵をこわしたりするものもなくつきあがりました。おかわりをする人が多く予定したが足りなくなりそうでした。皆さんのおいしく食べていただく様子をみると来年も続けなければと思いました。

中部・西日本区行事予定

3月7日～8日 次期会長・主査研修会
チサンホテル新大阪
次期会長 亀野君の参加を予定しています。

4月25日～26日 第3回中部評議会
金沢 彩の庭ホテル
中部メネットのつどい 同ホテル

名古屋クラブとの合同例会 津市美杉
5月23日(土) アネックスホテル
名古屋クラブ千賀会長より提案がありました。
詳細について準備に入ります。

後期会費の納入をして下さい。

第3銀行 津駅西支店
普通 2137391 津ワイズメンズクラブ

「節分」・「節分」を「せつぶん」といっているが、正しい呼び方は「せちぶん」または「せちぶ」です。本来は季節の変わり目を節分と云った。一年のうち立春・立夏・立秋・立冬の前日がそれぞれ節分に当たり。一年に4回あった。だが室町時代の中ごろから、とくに立春の前日だけを「節分」と呼ぶようになったようです。それは、当時の暦では、立春をもって新しい一年が始まると考えられた。この呼び方は現在まで続いています。

年少者と未成年者の違い・・法律的な使い方として、「年少者」は労働基準法で16歳に満たない者を言う「未成年者」は、民法で20歳に満たない者をいう。一方、「少年」は、少年法では20歳に満たない者をいうが、児童福祉法では、小学校就学の初期から18歳に達するまでの者をいう。???少年法の「少年」は、民法の「未成年者」と同じだが、児童福祉法の、「少年」は、労働基準法の「年少者」と同じで18歳までである。「学生」と「生徒」にも、法律的な区別があります。学校教育法で「学生」というのは大学生だけで、「生徒」は中学生と高校生、「児童」は小学生、「幼児」は幼稚園へ行っている子供の事です。また「児童」は、学校教育法では小学生の事、児童福祉法では18歳に満たない者を言う。労働基準法では15歳に満たない者をいいます。法律用語は複雑ですね

いざたて

- いざたて 心あつくし
手を挙げ 誓あたらに
われらの モットーまもる
ふさわし その名ワイズメン
絶えせず めあて望み
この身を 捧げ尽くさん
- 歌えば 心ひとつに
ともがき ひろがりゆきて
遠きも 近きも皆
捧げて たつやワイズメン
栄と 誉れゆたか
まことは 胸にあふれん